



2025年5月9日

各位

会社名 東急不動産ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西川 弘典
(コード：3289 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 中野 由美
TEL：03-6455-0834

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入について

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、当社および当社グループ従業員（以下、「従業員」といいます。）に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本プランに係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

1. 本プラン導入の目的

当社は、2030年度を目標年度とする「中期経営計画 2030」を策定し、長期経営方針で定めた全社方針及び事業方針に従い、強固で独自性のあるポートフォリオの構築や、ありたい姿の実現による企業価値の向上に向けた取組みを推進しております。

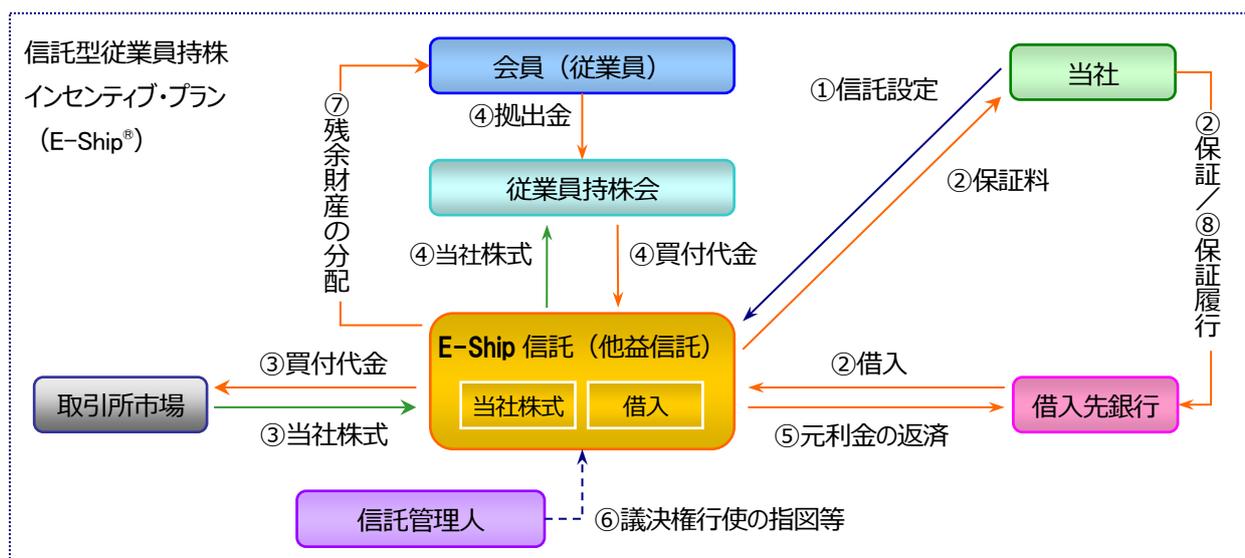
中期経営計画の目標達成、ならびに「WE ARE GREEN」のスローガンのもとで当社グループ一丸となって目指している「誰もが自分らしく、いきいきと輝ける未来」の実現に向けた、人的資本投資の一環として本プランを導入いたします。

また、従業員が資本参加することで株主視点を持ち、成長の成果を共有することで、会社と従業員の一体感及びモチベーションの醸成に加え、「東急不動産ホールディングス従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)への加入促進を通じた福利厚生の拡充による従業員のファイナンシャル・ウェルビーイングの実現に向けた支援を図ってまいります。

2. 本プランの概要

本プランは、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東急不動産ホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「E-Ship 信託」といいます。)を設定し、E-Ship 信託は、その設定後一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship 信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship 信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により E-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

3. 本プランの仕組み



- ① 当社は、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした E-Ship 信託（他益信託）を設定します。
- ② E-Ship 信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を E-Ship 信託から受け取ります。
- ③ E-Ship 信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
- ④ E-Ship 信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当社株式を、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ E-Ship 信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利息を返済します。
- ⑥ E-Ship 信託が保有する当社株式に係る議決権については、受益者のために選定された信託管理人の指図に基づき、行使します。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証行為に基づき、当社が弁済します。

4. E-Ship 信託の概要

- (1) 名称： 東急不動産ホールディングス従業員持株会専用信託
- (2) 委託者： 当社
- (3) 受託者： 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者： 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
- (5) 信託契約締結日： 詳細決定後公表
- (6) 信託の期間： 詳細決定後公表
- (7) 信託の目的： 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件： 受益者確定手続開始日（信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等）において生存し、かつ、持株会に加入している者（但し、信託契約の締結日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職、転籍、役員への昇格、雇用期間満了による退職等によって持株会を退会した者を含みます。）を受益者とします。

(ご参考)

E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Plan の略称) は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

以 上